

佐久総合病院付属小海診療所

概要	名称	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院付属小海診療所		
	所在地	長野県南佐久郡小海町大字小海4269-9（〒384-1102）		
	電 話	0267 - 92 - 2163		
	開設日	2003 年 4 月 1 日		
	開設者	長野県厚生農業協同組合連合会		
	管理者	診療所長	宇戸谷	翔太
		代表理事	理事長	洞 和彦

標榜診療科 内科 眼科 皮膚科

診療時間 内科 月・水・金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午前11 時 00分
 眼科 第 1 ・ 3 木曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後3 時（診療開始は午後1時 30分～）
 皮膚科 第 2 ・ 4 木曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後3 時（診療開始は午後1時 30分～）
 フットケア外来 第3月曜日 午後2時～（予約制）

休診日 火曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3）

保険証の確認 月に1度確認いたします。

JA 長野厚生連理念

JA 長野厚生連は、JA 綱領のもとに医療活動を通じ、組合員・地域住民のいのちと生きがいのある暮らしを守り、健康で豊かな地域づくりに貢献します。

佐久病院理念

佐久病院は「農民とともに」の精神で、医療および文化活動をつうじ住民のいのちと環境を守り、生きがいのある暮らしが実現できるような地域づくりと、国際保健医療への貢献を目指します。

患者さんの権利と責任

2004年12月 改訂

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1. 適切な治療を受ける権利 | 4. 医療上の情報の説明を受ける権利 |
| 2. 人格を尊重される権利 | 5. 関係法規や病院の諸規則を知る権利 など |
| 3. プライバシーを保証される権利 | |

これらの人間としての倫理原則をお互いに大切にしなければならない。しかし、患者さんも、病院から指示された療養については、専心これを守ることを心がけなければならない。医師と協力して療養の効果をあげるこそが大切なのである。

1983 年 1 月

- | | |
|----------------|--------------------|
| 6. 安全な医療を受ける権利 | 8. 苦情を申し立てる権利 |
| 7. 自己決定の権利 | 9. セカンドオピニオンを求める権利 |

以上を新たに追記いたします。

2014年4月 見直し

こどもの権利

私たちは、あなたの命が守られ、家庭や地域で元気に成長できるように、ご家族や地域の方々とともに力を合わせていきます。

1. あなたは一人の人として大切にされます。
2. あなたにとって、もっともよい診療を受けることができます。
3. あなたは病気のことやその治療について、わかりやすく十分に説明を受けることができます。
4. わからないことや心配なことは、いつでも病院の人に聞いたり、自分の意見や気持ちを話すことができます。
5. 他の人に知られたくないことは守られます。
6. 遊びや学びの機会は大切にされます。

2022年3月

佐久総合病院の行動目標

1. 第一線医療の充実と高度専門医療の向上をはかり、地域完結型医療体制の確立を目指します。
2. 農業と地域社会の問題を直視し、メディコ・ポリス構想の精神を継承して、地域の内発的発展に協働します。
3. 研究と教育は病院の重要な役割であることを自覚し、佐久病院らしい医師教育、職員教育および研究活動の充実をはかります。
4. プライマリ・ヘルス・ケアを包含する農村医学の考え方を学習し、実践するとともに、発展途上国の国際保健医療に貢献します。
5. 患者さんを第一に考え、医療の質向上および患者安全、職員満足の向上を目的とする活動を推進します。

2019年4月1日

小海診療所の基本理念

佐久総合病院 小海分院は「やさしさ、安全、信頼、憩い」の病院として「住民とともに」南佐久郡南部の保健、医療、福祉に取り組みます。

小海診療所のコンセプト

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. やさしさ、安全、信頼、憩いの病院 | 4. 地域医療・農村医療の研修ができる病院 |
| 2. 南佐久郡南部地域の二次中核病院 | 5. 職員が働きやすい病院 |
| 3. 地域住民が集い、地域に開かれた病院 | 6. 各診療所との連携 |

反社会的勢力に対する基本方針

長野県厚生農業協同組合連合会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、以下のとおり、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨むため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求があった場合には、警察・暴力追放県民センター・弁護士等の外部機関と意思疎通を図り、緊密な連携関係のうえ対応します。

3. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

佐久総合病院グループにおける個人情報保護について

佐久総合病院 統括院長 渡辺 仁

佐久総合病院グループは、常に質の高い医療・介護の実現と、患者さん及び利用者さんへのよりよいサービス提供を実現するために、事業所毎に、またグループ全体での連携を通じて、日々業務にあたっています。安心して医療・介護サービスを受けていただくために、個人情報の扱いは「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、積極的に個人情報の保護に取り組めます。

佐久総合病院グループ【各事業所の個人情報保護責任者】

佐久総合病院本院	： 鄭 真徳 (院長)	佐久総合病院訪問看護ステーション	： 北原奈緒美 (所長)
佐久医療センター	： 宮田佳典 (院長)	訪問看護ステーションやちほ	： 宮川茂美 (所長)
小海分院	： 由井和也 (院長)	訪問看護ステーションこうみ	： 友野明美 (所長)
小海診療所	： 宇戸谷翔太 (所長)	訪問看護ステーションわかば	： 横川 智 (所長)
佐久総合病院老人保健施設	： 高橋勝貞 (施設長)	佐久居宅介護支援事業所	： 今井 靖 (管理者)
老人保健施設こうみ	： 山田 繁 (施設長)	佐久総合病院ケアマネジメントセンター	： 大久保美由紀 (管理者)
		指定居宅介護支援事業所こうみ	： 由井亜也子 (管理者)
		宅老所 やちほの家	： 小林浩美 (管理者)

個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報の保護に関する法律、指針、規範を遵守いたします。
2. 個人情報の利用目的を定め、その範囲内で扱います。
3. 個人情報は下記の場合を除き、目的外使用は行いません。
 - (1) 患者さん及び利用者さんの同意を得たとき
 - (2) 法令等で提供を求められたとき
 - (3) 提供元の医療機関等でも個人を識別できない状態にして情報を提供する場合
 - (4) 患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき
4. 個人情報を適切に扱う体制を構築し、不正な個人情報収集、改ざん、漏洩等が起こらないように努めます。

個人情報の取り扱いについて

患者さん及び利用者さんに適切な医療・介護サービスを提供するために、佐久総合病院グループ内で統一の電子カルテ、地域医療連携ネットワーク（ID-Link）及び介護事業者支援システムを用いて診療情報を取得、共有し、佐久総合病院グループとしてお互いに協力しながら診療・介護サービスの提供を行います。

1. 利用目的について

下記の利用目的に同意しがたい項目のある方は、問い合わせ窓口にお申し出ください。関係部署と検討の上、適切に対応いたします。申し出のない場合には、同意いただいたものとして個人情報を扱います。ご同意いただけない場合は、適切な医療・介護サービスが提供できない場合があることをご了承ください。

医療・介護サービスの提供に必要な利用目的

- （１）適切な医療・介護・健診サービスの提供のため
- （２）適切な医療サービスの提供のため医療機関との情報のやりとり
 - ・他の医療機関への紹介
 - ・患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
 - ・紹介元の医療機関への報告
 - ・患者さんが現在または過去に医療行為を受けられている他の医療機関等からの照会への回答
 - ・他の医療機関、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者及び地域包括支援センター等との連携
 - ・ご家族等への病状説明
 - ・事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
 - ・一部の検体検査業務の委託及びその他の業務委託
 - ・労働者災害補償保険及び自賠責保険の手続き等
 - ・一般保険会社からの手続き

- (3) 診療費・介護費請求のため
 - ・グループ内事業所での医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する事務
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
 - ・審査支払機関及び保険者への照会
 - ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ・その他、医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

上記以外の利用目的

- (4) 適切な事業所運営管理のため
 - ・入退院等の施設内管理
 - ・会計・経理
 - ・医療事故等の報告
 - ・医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談または届出等
 - ・防犯のためのカメラによる録画画像
- (5) 医療・介護の向上への寄与のためのグループ内における研修・研究活動
 - ・医師、薬剤師、看護師及びその他の医療・介護従事者の教育や臨床研修
 - ・学生（医学生、薬学生及び看護学生等）の実習指導
 - ・医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・医療・介護の質の向上を目的としたグループ内での症例報告
- (6) 法令・行政上の対応のため
 - ・がん登録のような公益性を有する疫学調査の実施
 - ・医療行政にかかわる統計、調査及びサーベイランス事業
 - ・保健所等公益機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告
 - ・医療監視、医療指導監査、実地指導及び調査への対応
 - ・警察、裁判所、役所及び消防からの問い合わせ
- (7) 外部審査機関への対応のため
- (8) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき
- (9) 病院情報誌、ホームページ等への写真掲載
- (10) グループ内におけるボランティア活動
- (11) グループ外の医療関係者が、自己研鑽の目的で、個人情報の閲覧に関する誓約書に署名した上で、当院で開催されるカンファレンス等に参加するとき

2. 個人情報の第三者提供について

患者さんの個人情報は、同意をいただくことなく外部の第三者に提供いたしません。ただし、次にあげる利用目的につきましては、特に患者さんからお申し出がない限り、外部の第三者にお知らせすることがあります。ただし、同一グループ内であっても患者さん及び利用者さんが医療・介護を受けていない事業所から、外部の第三者へ個人情報を提供することはありません。

(1) 適切な医療サービスの提供のため外部との情報共有

- ・医療の提供のため、他の医療機関等と連携を図ること
- ・患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
- ・他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
- ・ご家族等への病状説明
- ・事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
- ・審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
- ・審査支払機関及び保険者への照会

(2) 法令上、医療機関・介護サービス事業者からの報告が義務付けられている事項

(3) 患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき

(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき

(5) 法令に基づき個人情報の提供要請があり、必要と判断されるとき

(6) 外部委託のため必要と判断されるとき

医療・介護サービスを提供するにあたり、業務の一部を外部委託しています。委託先とは、個人情報の保護に関する契約を結び、管理・監督に努めています。主な委託業務の内容は次のとおりです。

- | | | | | |
|--------|----------|---------------------|--------------|----------|
| ・検査業務 | ・診療費請求業務 | ・警備業務 | ・清掃、施設維持管理業務 | ・廃棄物処理業務 |
| ・リネン業務 | ・債権回収業務 | ・経営および診療のためのデータ分析業務 | ・送迎業務 | |

3. 個人情報の開示について

正当な請求権を有する者から診療情報等について開示を求められた場合には、遅滞なく適正な請求権の存否を確認し、手順に従って対応いたします。なお、開示に際しましては手数料がかかります。開示に関してのお問い合わせ、ご請求は以下の窓口へご連絡ください。

佐久総合病院本院	：医療安全管理室	0267-82-3131	佐久総合病院訪問看護ステーション	：管理者	0267-82-8210
佐久医療センター	：医療安全管理室	0267-62-8181	訪問看護ステーションやちほ	：管理者	0267-88-4848
小海分院	：事務課長	0267-92-2077	訪問看護ステーションこうみ	：管理者	0267-91-2110
小海診療所	：事務	0267-92-2163	訪問看護ステーションわかば	：管理者	0267-78-7101
佐久総合病院老人保健施設	：事務課長	0267-82-7100	佐久居宅介護支援事業所	：管理者	0267-81-1210
老人保健施設こうみ	：事務課長	0267-92-5500	佐久総合病院ケアマネジメントセンター	：管理者	0267-62-8654
			指定居宅介護支援事業所こうみ	：管理者	0267-92-2760
			宅老所 やちほの家	：所長	0267-88-2317

4. 安全管理措置に関する事項

佐久総合病院グループで講じている安全管理の主な内容は以下の通りです。

- (1) 個人情報保護に関する基本方針・規定の整備
個人データの適正な取り扱い確保のため「個人情報保護方針」を策定しています。
- (2) 個人データの適正な取扱いに係る規律の整備
取得、利用、保存、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱い方法、責任者・担当者及ぶその任務等について「個人情報取扱規定」を策定しています。
- (3) 組織的安全管理措置
個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化しています。また、個人情報保護委員会を置き、内部統制を図っています。
- (4) 人的安全管理措置
職員その他関係者に対して、教育・研修を行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持するための措置を講じています。
- (5) 物理的安全管理措置
個人データを取り扱う区域の管理、個人データ盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止、個人データ削除及び機器、電子媒体の廃棄等の措置を行います。
- (6) 技術的安全管理措置
個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する措置を行います。

5. 患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無に関するお問い合わせ

佐久総合病院グループでは、原則として、患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無についてのお問い合わせに対して、ご本人・ご家族以外にはお伝えしておりません。

6. 苦情の窓口

個人情報に関する苦情のお申し出は以下の窓口へご連絡ください。

佐久総合病院本院 : 総務課 0267-82-3131 (代表)

佐久総合病院佐久医療センター　：　総務課　0267-62-8181（代表）

その他施設は、開示請求先と同じとします。

7. 問い合わせ総合窓口

個人情報のお問合せは、以下の窓口へご連絡ください。

個人情報の内容が事実でない等の理由で訂正・追加または削除をご請求する場合、調査し適切に対応いたします。

お問い合わせ総合窓口：佐久総合病院本院 総務課

電話番号：0267-82-3131（代表）

2026 年4 月1 日 改訂

院内感染対策に関する取り組み

2026 年 4 月 1 日
小海診療所 所長 宇戸谷翔太

患者さんやご家族をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために、私たちは感染対策に取り組んでいます。

感染対策上、患者さんやご家族の皆さんにもご協力をお願いすることがあります。ご理解のほどお願いいたします。

1. 院内感染対策活動

院内の感染症に関する情報を集約し、院内感染の早期発見と拡大防止のため、感染症の情報を継続的に監視しています。

日常的には「標準予防策（スタンダードプリコーション）」に基づき、職員の手洗いや手指消毒、場面に応じた个人防护具（手袋やマスク、エプロン、フェイスシールドなど）の使用等を実践し、感染対策に努めています。

適切な治療や感染対策が行われるよう、指導や情報交換を行っています。また、臨床からの相談にも対応しています。

世界的にも問題となっている薬剤耐性菌対策に取り組み、抗菌薬（抗生物質）の適正使用に努めています。新しい感染症への対策にも努めています。

2. 職員教育

全職員に対し、感染対策に関する研修会・講習会を年2回以上開催し、知識の向上をはかっています。また「感染対策マニュアル」を配備・定期的な見直しをし、感染対策のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員に周知を行っています。

3. 患者さん・ご家族の皆さんへご協力をお願い

感染対策上、手洗いやマスクの着用、入口、待合室や診察室の変更をお願いすることがあります。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

感染対策上、ご心配なことがありましたら、職員を通じてご相談くださいますようお願いいたします。

4. 情報提供

感染症流行時期には、ポスターなどの掲示物で広く院内に情報提供を行います。

届出義務のある感染症が発生した場合には、法律に準じて行政機関（佐久保健所）に報告をし、速やかに対応します。

禁煙宣言

当院は敷地内全面禁煙となっています。

・健康増進法

国民の健康増進の総合的な推進に関して基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善・健康の増進を図るための措置を講じることにより、国民保健の向上を図ることを目的として公布されました。（平成14年8月公布）

・「受動」喫煙の防止

上記の第25条には、「何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。」と明示されています。ここで言われている特定施設には、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として病院も定められています。

佐久総合病院グループの輸血療法に関する基本方針

佐久総合病院 統括院長 渡辺 仁

- 1.宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。しかしながら、生命を救うために輸血が必要である場合、その必要性和輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。
- 2.当院は、「いかなる場合でも輸血しない」という「絶対的無輸血」には、原則同意いたしません。
- 3.当院では、宗教上の理由等により輸血を拒否される患者さんより「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
- 4.あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。その場合、他医療機関への紹介に努めます。
- 5.大出血による救急搬送時、未成年者（15歳未満）の場合、または意識障害などで本人の意思を明記した「携帯カード」を確認できない場合、救命のため医学的に輸血が必要であると複数の医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき輸血を行います。

当院が行っているサービス（記載料金は全て消費税率10%の税込料金です。）

1.医療費の明細書について

当院では、会計の都度領収書を発行しておりますが、領収書とは別に 詳細な医療費の内容のわかる明細書を発行しています。発行不要の方は窓口にお申し出ください。

2.当院が指定を受けている公費負担医療制度について

労働災害 原爆医療 感染症法 生活保護 特定疾患 小児慢性 自立支援(更生・精神通院)

※対象疾患については受付窓口までお問い合わせください。

3.後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用推進について

・当院では、後発医薬品の採用にあたっては、薬剤部門において品質・安全性および、安定供給等の情報の収集・評価を行い、院内の薬事委員会にて条件を満たした有効かつ安全な後発医薬品を採用し、積極的に後発医薬品使用の推進に取り組んでいます。

4.実費をご負担いただくもの（記載料金は全て消費税率10%の税込料金です。）

次の事項については、保険診療の患者負担とは別に実費のお支払いをお願いします。

患者さん・ご家族へのお願い

- ・他の医療機関を受診される場合、お急ぎの場合を除き、担当医にご相談下さい。お急ぎの場合に他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせ下さい。
（他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせ下さい）
- ・受診時にはお薬手帳をご持参下さい。
- ・処方を受けている薬局のお名前をお知らせ下さい。
- ・健康診断の結果については、担当医にお知らせ下さい。

※上記はマイナンバーカードのご提示で、円滑な情報共有が可能となります。

当文書は事務受付にて交付しております。お気軽にお声がけください。

5.文書料

1)	年間医療費証明書	1,100 円
2)	福祉医療等点数証明書(1枚につき)	110 円
3)	通院証明書(日にちのみ記入)	110 円
4)	診断書・証明書(病院様式)	3,300 円
5)	診断書(年金用)	8,800 円
6)	診断書(身体障害者手帳交付用)	6,600 円
7)	診断書(精神障害者保健副手帳用)	5,500 円
8)	診断書(特別児童扶養手当用)	5,500 円
9)	診断書(自賠責用)	11,000 円
10)	診断書(施設入所用)	10,000 円
11)	入院証明書(JA用)	6,600 円
12)	入院証明書(生命保険用)	6,600 円
13)	アフラック通院証明書	5,500 円
14)	死亡診断書(死体検案書)	11,000 円
15)	死亡診断書(写)	2,200 円
16)	死亡診断書(JA用)	5,500 円

17)	死亡診断書(生命保険用)	5,500 円
18)	指定難病臨床個人調査票(新規)	5,500 円
19)	指定難病臨床個人調査票(更新)	5,500 円
20)	小児慢性特定疾患医療意見書(新規)	5,500 円
21)	小児慢性特定疾患医療意見書(更新)	5,500 円
22)	ウイルス肝炎医療費受給者証申請用診断書(初回)	4,400 円
23)	ウイルス肝炎医療費受給者証申請用診断書(更新)	4,400 円
24)	自立支援医療意見書(育成・更生・精神通院)	5,500 円
25)	後遺障害診断書	7,150 円
26)	交通災害共済診断書(県・地区)	2,200 円
27)	就労証明書	2,200 円
28)	鉄砲刀剣類関係診断書	3,300 円
29)	おむつ利用証明書	1,650 円
30)	健康診断書	3,300 円
31)	学校生活管理指導書	1,100 円
32)	公安委員会提出用診断書	5,500 円

●「機能強化加算」等に関するお知らせ

当院では、「機能強化加算」等を算定する患者さん、既にかかりつけの患者さんに、かかりつけ医として次のような診療を行います。

- ・生活習慣病や慢性心不全・腎不全、認知症等に対する治療や管理を行います。
- ・他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理を行います。
- ・予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門医・専門の医療機関をご紹介します。
- ・医療機能情報提供制度を利用して地域の医療機関等の検索ができます。
- ・介護保険の利用、保険・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。
- ・患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。
- ・必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。
- ・体調不良時等、患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。

連絡先 佐久総合病院小海分院 0267-92-2077（夜間・休日も対応）

患者さん・ご家族へのお願い

- ・他の医療機関を受診される場合、お急ぎの場合を除き、担当医にご相談下さい。お急ぎの場合に他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせ下さい。
（他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせ下さい）
- ・受診時にはお薬手帳をご持参下さい。
- ・処方を受けている薬局のお名前をお知らせ下さい。
- ・健康診断の結果については、担当医にお知らせ下さい。

※上記はマイナンバーカードのご提示で、円滑な情報共有が可能となります。

当文書は事務受付にて交付しております。お気軽にお声がけください。

●一般名による処方と後発医薬品の使用に係る当院の取り組みについて

当院では、後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

・一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称による処方せん発行）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、お薬の供給不足に対応出来ます。

●オンライン資格確認・診療情報取得に係る当院の取り組みについて

（医療情報取得加算1・2・3・4 / 医療DX推進体制整備加算）

当院では、オンラインでの資格確認を行う体制・オンライン保険請求の体制を有しております。また、質の高い診療を実施するために、オンラインでの診療情報取得・診療情報の活用を行うことができます。オンラインでの受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

上記の情報の取得・活用に際しましては、受付時にマイナンバーカードの提示と同意が必要となります点をご承知置き下さい。

- ・保険証をお忘れになってもマイナンバーカードを用いた資格確認を行うことができます。
- ・マイナンバーカードの提示・同意により、特定健診等の医療情報・院外薬局での調剤情報を診療に役立てられます。

以上、ご不明な点や、ご心配なことがございましたら当院職員 までご相談下さい。

●生活習慣病治療管理料(Ⅱ)について

当院では栄養、運動、休養、喫煙、飲酒及び服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行っております。患者さんに対して療養計画書により丁寧に説明を行い、当該療養計画書に同意・署名をいただいております。

また、患者の状態に応じて以下の処方対応が可能です

- ・ **28日以上 of 長期の投薬が可能であること**
- ・ **必要に応じてリフィル処方箋の発行が可能であること**

以上、ご不明な点や、ご心配なことがございましたら当診療所職員までご相談下さい。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、「領収証」の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる「明細書」を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様に発行しております。

なお、「明細書」には、使用した薬剤名や実施された検査名等が記載されていますので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

小海診療所 所長